



# りそな銀行アジアニュース

平成 24 年 3 月 5 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所/広東省】

## 来料加工工場独資化時の輸入設備出資の優遇策について

中国財政部・商務部・税関総署・国家税務総局の連名で「法人転換する来料加工工場の輸入設備税收政策に関する通知(財関税[2011]66号)」が公布されました。

これにより、従来は 2011 年 6 月 30 日までであった税関監督期間(輸入後5年未満)内の輸入設備の免税出資期限を、2012 年 12 月 31 日まで延期することが明文化されました。概要は以下の通りです。

### ○ 概要

以下のいずれかに該当する場合、税関監督期間(輸入後 5 年未満)の無償提供設備(※)の出資時は、輸入関税と輸入増値税が免除される。

#### <独資法人化手続に関わる要件>

- ・ 来料加工工場が、2008 年 9 月 9 日～2009 年 6 月 30 日に独資法人化を完了していること。  
(但し、独資化の際に輸入関税・増値税を支払って現物出資済の場合、上記免税は適用されない)
- ・ 来料加工工場が、2011 年 7 月 1 日～2012 年 12 月 31 日に独資法人化の手続を完了すること。

#### <設備の移管に関わる要件>

- ・ 来料加工工場が、2009 年 7 月 1 日～2012 年 12 月 31 日の間に貸与された無償設備を、既存独資法人へ移管すること。

※輸入関税と輸入増値税が免除されるのは、2008 年 12 月 31 日までに登録し、2009 年 6 月 30 日までに輸入された無償提供設備に限られます。

【出所:中国財政部】

照会先:法人ソリューション営業部国際業務室(東京)電話 03-6704-2723  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 \*禁無断転載